

## 幼児教育・保育の無償化についての意見書

来年10月から国が実施するとしている、幼児教育・保育の無償化について、国側が具体策を示し始めているが、課題も見えてきている。

第1の課題は、無償化について必要な財源の約半分を区市町村の負担に求めていることである。公立保育園については区市町村の全額負担となり、認可保育園については、国が2分の1、都道府県と区市町村がそれぞれ4分の1、認可外保育園については、国、都道府県、区市町村が3分の1ずつ負担になる。

全国市長会はこれに反発し、幼児教育・保育の無償化は地方消費税の増収分を当てることなく全額国費確保することなど、4項目にわたる『子どもたちのための幼児教育・保育の無償化』を求める緊急アピール」を国に提出した。

第2は、保育所の給食費を無償化の対象から除外することである。給食費実費負担は低所得世帯に負担増を招きかねず、無償化とは相入れない。また、保育園には食材費徴収実務が新たな業務として加わり、現場にさまざまな混乱をもたらすことになる。保育所の制度が発足して以来、3歳児以上の副食費、3歳未満児の主食・副食材費を公費対象にしてきた。給食は保育の一環としてさらに拡充すべきであり、給食費の実費徴収は行うべきではない。

よって町田市議会は、国に対して以下のことを求めるものである。

- 1 幼児教育・保育の無償化は、国の責任において全額を国費で確保すること。
- 2 幼児教育・保育の無償化実施の際、保育園の給食費実費徴収は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。